10 流通・サービス業関係

ア 医薬品等

東西夕	措置内容	能慢等との	実施予定時期			
事項名		関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
医薬品のカ	近年のインターネットによる取引の急速な発	計画・流	検討	検討	検討	
タログ販売	展にかんがみ、カタログ販売の可能な医薬品の範	通ウ				
における範	囲を拡大することにより消費者利便の向上を図					
囲の見直し	る観点から、現時点において薬局等で販売されて					
(厚生労働省)	いる医薬品について、カタログ販売が可能な医薬					
	品の範囲に追加できるものがあるか否かについ					
	て、これまでの基準に従い、改めて検討する。					
医薬品の一	厚生労働省内に設置された「医薬品のうち安全	重点・A	16 年早			
般小売店に	上特に問題がないものの選定に関する検討会」に	P 4〔計	期に措			
おける販売	おける検討結果を受け、この度決定された約350	画・流通	置			
(厚生労働省)	品目の医薬品については、薬効成分を変えること	ウ 〕				
〈医療力の再場〉	なく、医薬部外品として一般小売店での販売を認					
	める措置を直ちに講ずる。					
化粧品の配	化粧品の製造・輸入販売の規制方法について、	計画・流	逐次実施			
合可能成分	更なる国際整合化を目指し、科学的根拠が示され	通ウ				
リスト(ポジ	た場合には、配合可能成分リスト (ポジティブリ					
ティブリス	スト)の見直しを図る。					
ト)の見直し						
(厚生労働省)						
薬局等にお	薬局等における医薬品の販売の実態について	計画・流	各年の調	査結果に基	づき、必	
ける薬剤師	調査分析し、そのデータを公表した上、薬事法上	通ウ	要に応じ	要に応じて検討		
の配置義務	の薬剤師の配置義務と実態とが乖離している場					
の総合的検	合にはその改善のためどのような措置を講ずる					
討	べきか、必要な対策を総合的に検討して所要の措					
(厚生労働省)	置を講ずる。					
管理薬剤師	薬局等における管理薬剤師の兼務規制の在り	計画・流	状況を踏	まえつつ、	必要に応	
の兼務規制	方については、勤務の実態、双方向通信等新しい	通ウ	じて検討			
の見直し	技術の活用状況等を踏まえ、見直しを検討して所					
(厚生労働省)	要の措置を講ずる。					

イ その他

事項名	措置内容	前恒等との	実施予定時期		
		関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
大規模小売	大店立地法第4条に基づき定められ、設置者が	計画・流	実施		

市话夕	世军山京	前舗等との	実施予定時期		
事項名	措置内容 	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
店舗立地法	配慮すべき基本的な事項や、駐車需要の充足、騒	通ア			
の指針の見	音の発生への対応等の店舗施設の配置及び運営				
直し	方法に関して配慮すべき具体的な事項を内容と				
(経済産業省)	する「指針」については、産業構造審議会・中小				
	企業政策審議会の中間答申(平成11年5月)を踏				
	まえ、大店立地法の施行後5年以内(平成17年6				
	月1日まで)に必要な見直しを行うこととしてい				
	るが、既に策定後3年以上、法施行後2年以上を				
	経過し、本法の施行状況に対する評価もより明確				
	になりつつあるため、本「指針」について、平成				
	16年度中を目途とする見直しに向けた調査等を				
	早急に行う。				
小売市場開	小売商業調整特別措置法に基づく小売市場開	計画・流	引き続き	検討	
設許可	設の許可除外規定について、需給調整的に用いな	通才			
(経済産業省)	いようにするとともに、ディベロッパー等の不当				
	な搾取から小売商を保護するという制度の妥当				
	性について再検討し、当該規定を廃止する方向で				
	措置する。				
大型店舗酒	大型店舗酒類小売業免許に係る免許取得後3	計画・流	検討	検討・結	
類小売業に	年間の販売制限等の特例的措置について、酒類小	通才		論	
係る販売規	売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成				
制の緩和	15年法律第34号)の施行の状況等を踏まえ、見直				
(財務省)	しを検討する。				
酒類小売業	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措	重点・別	措置		
者の経営の	置法に基づいて提出された経営改善計画につい	表6-33			
改善等に関	て、酒類小売業者の計画の進捗状況を把握すると				
する緊急措	ともに、適切な指導等を検討し、措置する。				
置法に係る					
経営改善計					
画の透明					
性・公平性の					
確保					
(財務省)					
製造たばこ	製造たばこ小売販売業の新規許可に係る環境	重点・別	措置		
小売業許可	区分の認定状況について公表することを検討し、	表6-34			
に係る環境	措置する。				

事項名	措置内容	前一等との	実施予定時期		
		関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
区分の認定					
状況の公表					
(財務省)					
細菌の基準	都道府県等が独自に定めている衛生基準(指導	重点・別	措置		
の統一	を行う際の目安となる指導基準)について、都道	表6-45			
(厚生労働省)	府県等の指導等の現状を調査し、措置内容を検討				
	の上、所要の措置を行う。				